

「代理店システムの機能追加のお知らせ」

**更新保険料のお支払いを、
契約者様ごとにコンビニ払いに変更できるようになります。**

リリース予定日：2025年4月2日

…これまでは、次のようなご不便がありました

➡管理物件 …保険料の集金で更新できる

➡管理物件ではなくなった …集金が出来ず未継続

新機能は、更新時の保険料集金が出来ないお客様に、当社からコンビニ用紙同封の継続案内書を送って更新していただけるものです。

お手続き方法は、「19. 更新保険料の支払方法変更マニュアル」をご確認ください。



★仕組みのポイント★

- ① 貴社の管理物件において、管理を手放す予定が発生。
- ② 貴社にて、代理店システムでの更新方法をコンビニ払いに変更していただきます。（保険契約開始から更新の3か月前まで変更可能です）
- ③ 当社が継続案内書をコンビニ払い用紙とセットで発送します。
- ④ お客様のご意思により、保険料をコンビニ払い用紙でお支払いいただきます。
- ⑤ 保険契約の更新が成立し、貴社に代理店手数料をお支払いします。

以上